平成３０年（フ）第２４３号
札幌市北区篠路10条３丁目６番10号
債務者　齊藤　みみ
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第２８４号
札幌市豊平区平岸４条15丁目２番17―103号
債務者　貴下めぐみ
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第３４５号
札幌市豊平区月寒東２条10丁目２番５―206号
債務者　曽田　孝文
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第３５１号
札幌市白石区南郷通８丁目南４番20号　トレジャー南郷301号
債務者　竹林　和美
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第３６２号
札幌市厚別区もみじ台北３丁目１番６―402号
債務者　宮腰　良子
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第３６６号
札幌市白石区平和通８丁目南１番２号　メゾンドカイ102号
債務者　溝江　孝一
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第７号
北海道増毛郡増毛町暑寒海岸町70番地の１
債務者　土門　愛彦
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月17日まで
旭川地方裁判所留萌支部

平成３０年（フ）第３０号
釧路市芦野２丁目１番10号　レジデンスウエダ102、申立前の住所北海道白糠郡白糠町西庶路東１条南３丁目１番地28
債務者　五十嵐友美
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月17日まで
釧路地方裁判所

平成３０年（フ）第１３号
福島県喜多方市字清水台２丁目29番地　ヴィレッヂ清水台105、前住所福島県河沼郡会津坂下町大字東松字唐松2257番地
債務者　小畑　美幸
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月17日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成３０年（フ）第７号
千葉県東金市日吉台３丁目22番地１
債務者　志村　直美
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月17日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成３０年（フ）第１５号
千葉県東金市菱沼849番地16
債務者　味岡　康哲
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月17日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成３０年（フ）第２９号
千葉県山武市埴谷2246番地２
債務者　大熊　利広（旧姓羽染）
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月17日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成３０年（フ）第１号
新潟県加茂市新町２丁目８番14号
債務者　鈴木　浩昭
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月17日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２９年（フ）第１００９号
大阪府柏原市田辺２丁目10番65号
債務者　舩野奈緒美
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第１２２号
堺市美原区北余部西４丁目２番７―201号
債務者　稲井　康彦
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第１５０号
堺市西区草部1800番地　１棟807号
債務者　足利　莉穂
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第１５３号
堺市北区南花田町526―１　ノール・パルクヴェールⅡ106、住民票上の住所愛知県半田市住吉町４丁目134番地の２
債務者　森本　秀明
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係